

障がい者への投票環境の整備を求める意見書

我が国においては、高齢化がいつそう進み、少子化、人口減少と社会の基盤が危うくなる状況が進んでいる。

そうした中で選挙制度は民主主義の基本であるが、国政選挙や地方選挙にあっては、入院や施設への入所、在宅生活においても様々に介護が必要な生活状態にあり、投票をあきらめている有権者が多数居られることが考えられる。

様々なハンディキャップがある障がい者の人たちでも投票しやすい環境を一層整備することは、誰もが投票しやすい環境となり、投票率の向上を図っていくことにつながる重要な課題である。その為に、投票環境の制約から有権者に有効な投票機会を提供できていない側面があるのであれば、公正確保に留意しつつ、そのような制約については、できるだけ解消、改善し、有権者一人一人に着目したさらなる投票機会の創出や利便性の向上に努めていく必要がある。

国においても「投票環境の向上方策等に関する研究会」が設置され、様々な提言がなされてきたが、とりわけ障がい者への投票環境の整備は遅れている。視覚障がい者や聴覚障がい者への選挙公報や政見放送などによる候補者情報の提供、投票所に行くことができない様々な障害などによる方への投票機会の確保、あるいは知的障がいや認知症の方の投票支援など、障がい者等の投票環境をめぐることは、なお多くの課題が指摘されている。

よって、国会及び政府におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 障がい者等の投票環境の向上を図るため、国の責任において十分な予算を確保し、投票機会の確保や投票所のバリアフリーなどの環境整備等に努めること。
2. 都道府県及び市町村の選挙管理委員会に対する指導、助言など適切に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

泉大津市議会

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣